

第3次島根県男女共同参画計画 施策一覧(案)

資料 4

■基本目標 I 男女共同参画社会づくりに向けた慣行の見直しと意識の改革

□重点目標 1 地域における慣行の見直しと意識の改革

施策の方向性(23項目)	第2次計画における各施策の現状と課題等	具体的な取組(117項目)	所管課
(1) 全県的な広がりを持った 広報・啓発活動の展開	<ul style="list-style-type: none"> ・「あすてらす」を男女共同参画推進の拠点と位置付け、それぞれの地域や団体の課題を把握し、幅広い世代に対する啓発事業を実施している。 ・様々な分野における男女の地位の平等感も高まり、固定的な性別役割分担意識にとらわれない人も増えているが、高齢層を中心に依然として啓発が浸透しきれていない現状がある。あらゆる世代に対する啓発、理解促進に努めていく必要がある。 ・経済団体等との連携・協力により、企業・団体等を対象とした広報・啓発や講座等の開催の機会が広がっている。 ・企業における意識も変わってきているが、更に経営者の意識改革を進めていく必要がある。 ・企業・団体への周知・啓発のため、関係機関との連携維持が必要。 	① 県立男女共同参画センター「あすてらす」をはじめ、県内各地で男女共同参画の理解促進に向けた学習研修事業を開催します。	環境生活総務課
		② 県の広報誌やホームページなどを活用して、男女共同参画に関する取組事例や各種研修会などの様々な情報を提供します。また、テレビや新聞などで男女共同参画について取り上げてもらうため、報道機関に積極的に情報提供します。	環境生活総務課
		③ 6月の男女共同参画推進月間には、県民や関係機関と連携して啓発事業を開催するとともに、各種広報媒体を活用して意識啓発を行うなど、重点的な広報・啓発活動を展開します。	環境生活総務課
		④ 企業、団体等における理解と取組の促進を図るため、研修会などを活用して、企業、団体の役員等へ働きかけます。	環境生活総務課 雇用政策課 中小企業課
		⑤ 企業や団体などで男女共同参画社会づくりに向けた具体的な取組を促進するため、島根県男女共同参画社会形成促進会議を開催します。	環境生活総務課
		⑥ 報道機関、企業、団体などに男女共同参画の視点に立ったメディア表現について働きかけます。また、県の広報誌やホームページなどは、男女共同参画の視点を踏まえて作成します。	環境生活総務課
(2) 男性や若者にとっての 男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・5年間重点的に取り組んできた男性や若者への啓発が効果を生んでいる。 ・男性を対象とした講座の受講をきっかけに、地域において自主的に活動するグループも結成され、更に他地域でのグループ結成の動きにもつながっている。 ・授業や研修等でDVに係る啓発を行っているが、中高生の間でもデートDVが発生している実態がある。 ・デートDVの学習は、生徒の発達段階に応じて計画的に実施することが必要。 	① 市町村等と連携し、県内各地で男性を対象とした学習研修事業を開催します。	環境生活総務課
		② 若者が男女共同参画の視点を持ち、自らの生活をマネジメントできる能力を身につけるために、大学等と連携し、学習研修事業を開催します。	環境生活総務課
		③ DV予防のためには、若年期からDVに対する認識を深めることが有効であるため、若年層を対象とした啓発を行います。	青少年家庭課
		④ DV予防のためには、学校教育の果たす役割が大きいことから、小学校、中学校、高等学校の教員に対して、DVに関する理解と指導力を高めるための啓発を行います。中学校、高等学校、特別支援学校で授業等を通じて、生徒にDVやデートDVを予防啓発していきます。	教育指導課
(3) 男女共同参画に関する 情報の収集・提供	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な分野での男女共同参画を推進していくため、各専門分野における女性の人材情報を充実させていくことや、広く活用を呼び掛けていく必要がある。 	① 女性人材リストを整備し、県の審議会委員への登用などに活用します。また、個人情報に配慮しながら市町村へ情報提供します。	環境生活総務課
		② 男女共同参画に関する情報を広く県民に提供するため、書籍や映像資料の収集や啓発パネルの整備などを行います。	環境生活総務課
		③ 県及び市町村の男女共同参画に関する施策の実施状況を調査し、年次報告として取りまとめ、公表します。	環境生活総務課
		④ 男女共同参画に関する県民の意識・実態調査を実施し、公表します。	環境生活総務課

□重点目標2 男女共同参画に関する教育・学習の推進

<p>(1) 学校教育などにおける男女共同参画に関する教育の推進</p>	<p>・ 幼児期から人権意識が芽生えていくよう、指導者の人権意識を高め、指導力向上のための研修を実施していくことが必要。</p> <p>・ 男女共同参画などは公立、私立の別に関わらず普遍的な人権にも関係することであり、私立学校にも積極的に取り組んでもらうことが必要。</p> <p>・ 家庭科教育では各発達段階に応じ、男女が協力してより良い家庭生活を営む力を養成するための指導が行われている。</p> <p>・ 各学校において、男女にとらわれず自己の将来に展望を持ち、豊かな自己実現が図られるよう、各教科、道徳、特別活動等において指導・支援を行っている。</p>	<p>①子どもの個人差に留意しつつ、固定的な性別役割分担意識を植えつけることのないような保育が行われるよう、保育所職員への研修などを実施します。</p>	<p>青少年家庭課</p>
		<p>②幼稚園内の教職員研修等において、男女共同参画に関する研修の開催と研修内容の充実が図られるよう、研修資料の収集、紹介に努めます。固定的性別役割分担意識にとらわれず、他の人々と親しみ、支え合って生活できる幼児の育成実践が進むよう教員研修を行います。</p>	<p>教育指導課 人権同和教育課</p>
		<p>③私立学校において、子どもの人権に配慮し、男女共同参画の視点に立った教育、指導が行われるよう啓発します。</p>	<p>総務課</p>
		<p>④家庭科教育では、公開講座の設定や研修内容の充実や出前講座等の機会拡充により教員の指導力を高めるとともに、児童生徒が多様な生き方や価値観を認め、男女が協力してよりよい家庭生活を営む力を育みます。また、子どもたちが家庭科教育の重要性を認識する機会の確保に努めます。</p>	<p>教育指導課</p>
		<p>⑤子ども一人ひとりが性別による固定的な考え方にとらわれず、主体的に進路を選択する能力・態度を身につけられるよう、小学校、中学校、高等学校などの各発達段階に応じて、きめ細かい指導の充実に努めます。</p>	<p>人権同和教育課</p>
		<p>⑥学校教育において、男女共同参画に関する教育が推進されるよう、指導資料の収集、情報提供に努めます。</p>	<p>人権同和教育課</p>
		<p>⑦教育センターでの管理職研修や校内の教職員研修の内容が充実するよう、研修資料の収集、情報の提供に努めます。</p>	<p>人権同和教育課</p>
<p>(2) 家庭・地域・職場における男女共同参画に関する教育の推進</p>	<p>・ 公民館等で地域住民への意識啓発を進めているが、まだ認識や実践が十分でない実態がある。今後も意識啓発を行っていく必要がある。</p> <p>・ 各PTA団体のニーズに応じたテーマ設定での研修会が必要。</p> <p>・ 「親学プログラム」を充実させ、働く保護者向けにも学びの機会を提供することが必要。</p>	<p>①公民館長研修職員等社会教育関係者や地域で人権同和教育にあたる指導者への研修などを通じて、地域リーダーの意識啓発に努めます。</p>	<p>人権同和対策課</p>
		<p>②島根県幼、小中、高、特別支援PTA連合会合同研修会などを通じて、家庭教育の重要性について認識を深めるよう働きかけます。</p>	<p>社会教育課</p>
		<p>③家庭における教育の重要性について親の気づきを促すためし、学ぶ機会を提供できる親学プログラムの普及に努めます。</p>	<p>社会教育課</p>
		<p>④地域において住民の学習活動を支援している人たちが活用できる啓発資料の収集・情報提供に努めます。</p>	<p>社会教育課</p>
		<p>⑤企業、団体等における理解と取組の促進を図るため、研修会などを活用して、企業、団体の役員等へ働きかけます。【再掲】</p>	<p>環境生活総務課 雇用政策課 中小企業課</p>
		<p>⑥企業や団体などで男女共同参画社会づくりに向けた具体的な取組を促進するため、島根県男女共同参画社会形成促進会議を開催します。【再掲】</p>	<p>環境生活総務課</p>

■基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの推進

□重点目標3 ワークライフバランスの理解促進と定着

(1) ワーク・ライフ・バランスの気運の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ・男女とも「仕事と家庭をともに優先したい」という希望を持ちながら、現実においては「仕事優先」の割合が最も高い。「休養」の時間が取りにくい実態がある。 ・女性が働き続ける上での障害として、「長時間労働や残業がある」を選択する人が増えた。 ・企業における意識も変わってきているが、更に経営者の意識改革を進めていく必要がある。 ・企業、団体への啓発を進め、従業員が働きやすい環境づくりを推進するため、関係機関と連携した取組を継続する必要がある。 	<p><県民への意識啓発></p> <p>①県立男女共同参画センター「あすてらす」をはじめ、県内各地で企業を対象としたワーク・ライフ・バランスに関する学習研修事業を開催します。</p>	環境生活総務課
		<p>②ワーク・ライフ・バランスへの取組が、企業の生産性や業績の向上、個人生活の充実、さらには地域社会の活性化につながることを、県の広報誌やホームページなどにより広く県民にPRします。</p>	環境生活総務課 青少年家庭課
		<p><企業、団体への意識啓発></p> <p>③ワーク・ライフ・バランスを分かりやすく紹介したリーフレットや県のホームページや広報誌などを活用し、情報提供や意識啓発を行います。</p>	雇用政策課 青少年家庭課 環境生活総務課
		<p>④企業、団体における理解と取組の促進を図るため、企業、団体の役員などを対象にした研修会を開催します。</p>	雇用政策課 環境生活総務課
(2) 企業、団体への取組支援	<ul style="list-style-type: none"> ・仕事を続けながら子育てできる職場環境づくりに取り組む企業を増やし、企業や地域をあげて子育てを支援する気運の醸成に効果大きい。 ・企業における意識も変わってきているが、更に経営者の意識改革を進めていく必要がある。 ・企業、団体への啓発を進め、従業員が働きやすい環境づくりを推進するため、関係機関と連携した取組を継続する必要がある。 	<p><企業、団体への取組支援></p> <p>⑤従業員の子育てを積極的に支援し、仕事と家庭の両立ができる職場づくりを推進する企業を「こころカンパニー」として認定し、県の各種融資制度や入札制度などで優遇します。また、県のホームページや広報誌で企業の取組事例を広くPRします。</p>	青少年家庭課 中小企業課 土木総務課
		<p>⑥従業員の子育てに理解を示し、仕事の効率の向上や自らの仕事と私生活を楽しむことのできるイクボスを増やすことを目的とし、イクボス講演会や調査、イクボス表彰を行う。</p>	青少年家庭課
		<p>⑦従業員が働きやすい職場環境づくりを促進するため、中小・零細企業にアドバイザーを派遣してワーク・ライフ・バランスの推進や就業規則の見直しなどの労務管理に対して助言や情報提供を行います。</p>	雇用政策課
		<p>⑧労働条件や就業環境などに関する相談窓口を設け、アドバイスを行います。また、島根労働局などの関係機関と連携して適切な解決に努めます。</p>	雇用政策課

□重点目標4 職場と家庭生活の両立支援

(1) 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・優良企業の取組をPRしていくことで、仕事と生活の両立を支援する意識を他企業へ波及させていく効果大きい。 ・従業員が働きやすい環境づくりを推進する必要がある。 ・男性職員の育休取得率が低迷していることから、職場における環境整備や個人の意識醸成に継続して取り組む必要がある。 ・女性が働き続ける上での障害として、「育児施設が十分でない」を選択する人が多い。 ・市長村と連携し、子育て支援の質の維持、向上を図っていく必要がある。 ・規模の小さな幼稚園では、職員数等の体制が十分ではないところもある。 ・保育所の定員は増加しているが、保育需要も増加しているため、依然として待機児童が発生している地域もある。 ・大規模修繕や改築など、ハード面での支援が必要な保育所がある。 ・放課後児童クラブのニーズが増加しており、クラブを活用できない児童がいる。 ・個々のひとり親家庭の置かれた状況に応じた、きめ細かな就業支援が必要。 ・関係機関との連携を維持し、相談体制の充実を図っていく必要がある。 ・介護サービスの基盤整備は概ね計画どおり進んでいるものの、まだ充足している状態ではない。 ・介護情報公表システムが県民に十分に活用されていない。 	<p><育児・介護休業制度の活用促進></p> <p>①こころカンパニーの認定を通じて、事業主、従業員、県民に育児・介護休業制度の活用について啓発します。また、認定企業の中から特に優れた子育て支援の取組を実施している企業を表彰して活用の促進を図ります。</p>	青少年家庭課
		<p>⑥従業員の子育てに理解を示し、仕事の効率の向上や自らの仕事と私生活を楽しむことのできるイクボスを増やすことを目的とし、イクボス講演会や調査、イクボス表彰を行う。【再掲】</p>	青少年家庭課
		<p>③育児・介護休業の取得を促進するため、育児・介護休業者の生活資金を低利で融資します。</p>	雇用政策課
		<p>④県の男性職員の育児休業等の取得促進に努めます。子育てや介護を行う職員に向けた制度等の周知に努めると共に、休暇等取得しやすい職場環境整備に努めます。また、県の男性職員の育児休業等の取得率向上に向けて、引き続き啓発に努めます。</p>	人事課 警務課
		<p><子育て環境の整備></p> <p>⑤幼稚園では、地域における幼児期の教育センターとしての役割が期待されているため、預かり保育、施設の開放、子育て相談を行うなどの、積極的に子育てを支援機能が更に充実するようにしていくことについて、市町村に働きかけます。</p>	教育指導課
		<p>⑥保育の実施主体である市町村と連携し、地域ニーズに適切に対応した施設整備や定員管理などにより、受け入れ児童数の増加に取り組めます。</p>	青少年家庭課
		<p>⑦子育てと仕事の両立や子育て不安の解消を図るため、子育て中の保護者とその家族に対して、延長保育、休日保育、病児・病後児保育などの多様なニーズに対応した子育て支援サービスを市町村と連携して提供します。</p>	青少年家庭課
		<p>⑧保護者が労働等により昼間家庭にいない児童の健全な育成を図るため、市町村と連携して学校の余裕教室や児童館などを利用して遊びや生活の場の提供に努めます。</p>	青少年家庭課
		<p>⑨母子家庭の母等に対して、個々の状況・ニーズに応じた就業支援等を推進します。また、父子家庭に対する相談体制を充実します。</p>	青少年家庭課
		<p>⑩子育て中の悩みに迅速・的確に対応できるよう、児童相談所の相談・支援体制の強化と市町村の児童相談体制の充実を支援します。</p>	青少年家庭課
		<p><介護サービスの充実></p> <p>⑪県の介護保険事業支援計画に沿って、介護サービスの基盤整備の支援に努めます。</p>	高齢者福祉課
		<p>⑫介護についての相談窓口や介護サービスについて、ホームページなどを活用し、情報提供に努めます。</p>	高齢者福祉課

(2)男女に均等な雇用環境の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・企業における意識も変わってきているが、更に経営者の意識改革を進めていく必要がある。 ・企業、団体への啓発を進め、従業員が働きやすい環境づくりを推進するため、関係機関と連携した取組を継続する必要がある。 	①従業員が働きやすい職場環境づくりを促進するため、中小・零細企業にアドバイザーを派遣してワーク・ライフ・バランスの推進や就業規則の見直しなどの労務管理に対して助言や情報提供を行います。【再掲】	雇用政策課
		②労働条件や就業環境などに関する相談窓口を設け、アドバイスをを行います。また、島根労働局などの関係機関と連携して適切な解決に努めます。【再掲】	雇用政策課
		③男女に均等な雇用環境を整備するため、事業主や県民に対するセミナーの開催や県のホームページ、広報誌などで広くPRします。	雇用政策課
		新規④女性が能力を十分に発揮できるような環境の整備などに取り組む企業を支援します。	環境生活総務課

■基本目標Ⅲ あらゆる分野における男女共同参画の推進

□重点目標5 政策・方針決定過程における女性の参画の推進

(1)県の政策・方針決定過程への女性の参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・県の審議会における女性委員の参画率は全体では40%台を維持しているが、部局によっては女性の人材不足により達成が難しい審議会もある。 ・県の施策への女性の意見の反映度については、反映されていないとする回答が半数以上を占める。 ・県における女性管理職の割合は上昇し、目標を達成したが、意欲と能力のある女性職員を今後も積極的に管理職に登用していく。 	①審議会等の委員の選任にあたっては、女性委員の割合が10分の4未満とならないよう努めます。	人事課 環境生活総務課
		②女性人材リストを整備し、県の審議会委員への登用などに活用します。また、個人情報に配慮しながら市町村へ情報提供します。【再掲】	環境生活総務課
		③職員のキャリア形成や、働きやすい環境整備に取り組み、県の政策・方針決定過程への女性の参画を進めます。	人事課
		④企業、団体等における方針決定過程において女性の参画が進むよう、各種会議、研修などを活用して働きかけます。	環境生活総務課
(2)市町村、企業、団体等における取組の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の審議会等における女性委員の参画率は26.3%（平成26年4月1日現在）である。 ・県内市町村の大半において男女共同参画に関する条例が制定されている。 ・係長以上の役職に女性を登用している事業所の割合は平成26年度の調査では60.3%（目標値H26 63.5%）である。 	①市町村の政策・方針決定過程において女性の意見が反映されるよう、各種会議などを通じて、審議会等への女性委員や女性職員の登用促進などを働きかけます。	環境生活総務課
		②女性人材リストを整備し、県の審議会委員への登用などに活用します。また、個人情報に配慮しながら市町村へ情報提供します。【再掲】	環境生活総務課
		③県及び市町村の男女共同参画に関する施策の実施状況を調査し、年次報告として取りまとめ、公表します。【再掲】	環境生活総務課
		④企業、団体等における方針決定過程において女性の参画が進むよう、各種会議、研修などを活用して働きかけます。	環境生活総務課

□重点目標6 職場における男女共同参画の推進 新設

人材育成とネットワークづくり 新設	<ul style="list-style-type: none"> ・行政への要望として、「子育てで仕事を退職した人の再就職支援」を選択する人が多い。 	①若年者や長期離職者などの就職を支援するため、ニーズに即した職業訓練を県立高等技術校で実施します。	雇用政策課
		新規②人材育成における企業の取組を支援するとともに、各階層に応じた研修会を開催します。	雇用政策課
		新規③様々な分野で働く女性を対象に、女性リーダー育成やキャリアアップのためのセミナーを開催します。	環境生活総務課
		新規④女性が能力を十分に発揮できるような環境の整備などに取り組む企業を支援します。【再掲】	環境生活総務課
		新規⑤事業主団体などと連携し、地域において女性の活躍推進に向けた具体的な取組を促進するため協議会を開催します。	環境生活総務課
		新規⑥建設産業における女性の活躍推進のため、民間との連携のもと女性の入職促進や定着に向けた環境整備を推進します。	土木総務課

□重点目標7 地域・農山漁村における男女共同参画の推進

<p>(1)農林水産業における政策・方針決定過程への女性の参画の推進</p>	<p>・取り組みの成果もあり女性の農業委員の割合は増えてきているが、依然として女性の委員が一人もいない農業委員会が3割を占める状況にある。 ・締結数は着実に増加してはいるが、家族経営協定そのものが一般的に認知されているとは言い難い。</p>	<p>①慣行や習慣として農山漁村に残る固定的な性別役割分担意識の改善を図るため、各種研修会による啓発活動に努めます。</p> <p>②男女がそれぞれに主体性をもって働くことができる環境をつくるため、家族経営協定締結の促進に努めます。</p> <p>③農業委員をはじめ農業協同組合、森林組合、漁業協同組合の役員などへの女性登用について、関係団体に働きかけます。</p>	<p>農業経営課 林業課 水産課</p> <p>農業経営課</p> <p>農業経営課 林業課 水産課</p>
<p>(2)農林水産業等における女性の経済的地位向上の推進</p>	<p>・女性が活躍できる環境づくりは、担い手育成の観点からも非常に重要である。 ・女性にも栽培しやすい品目の推進、栽培技術指導、農産加工品の技術習得やレベルアップに向けた支援などを、直売所の運営支援等を通じて実施。成果を得ている。</p> <p>・女性グループへの支援やネットワーク化が思うように進んでいない。継続した取組が必要。</p> <p>・締結数は着実に増加してはいるが、家族経営協定そのものが一般的に認知されているとは言い難い。</p> <p>・商工業の経営に携わる女性の資質向上のためにも、研修への支援は継続する必要がある。</p>	<p>①女性の経済的地位向上を図るため、農林水産業の優れた女性技術者や担い手を育成します。</p> <p>②農林水産業の生産活動において女性が新たに活躍できる場の創出や農林水産物加工事業における女性の起業の促進に努めます。</p> <p>③農林水産業に携わる女性の活動が積極的に展開されるよう、女性グループが行う知識や技術を習得する研修会などの自主的な活動を支援します。さらに、グループ相互のネットワーク化や情報発信活動を促進します。</p> <p>④女性が快適に農林水産業分野で働くことができる環境をつくるため、家族経営協定締結数の拡大や関係団体と連携した就労環境の改善に努めます。</p> <p>⑤商工業の経営に携わる女性の資質向上のため、商工団体が行う研修などに対して支援します。</p>	<p>農業経営課 林業課 水産課</p> <p>農業経営課 林業課 水産課</p> <p>農業経営課 林業課 水産課</p> <p>農業経営課 林業課 水産課</p> <p>中小企業課</p>
<p>(3)地域活動における男女共同参画の推進</p>	<p>・それぞれの地域の実情に合った、自主的な普及・啓発を進めるために、男女共同参画サポーターの活動の活性化を図る必要がある。 ・地域で活動する人材の発掘・育成のため、市町村との連携が不可欠である。</p> <p>・魅力ある地域づくりや男女共同参画社会づくり、次代を担う人づくりなどに取り組む女性たちの活動を支援する制度として効果が大きい。</p> <p>・行政だけでは解決できない地域課題への対応のためにも、ボランティア活動やNPO活動など、社会貢献活動の基盤整備は必要である。 ・地域において個人が抱える生活課題の解決のため、福祉サービスとの橋渡し役となるコミュニティソーシャルワーカーのスキルアップが求められている。</p>	<p>①地域における啓発活動を促進するため、男女共同参画サポーターと市町村の連携した取組を支援します。また、活動状況を県のホームページなどで広く県民に情報提供します。</p> <p>②男女が共同して地域づくりに取り組むグループの優良事例を紹介して啓発に努めるほか、都市と農山漁村の共生を推進する取組「しまね田舎ツーリズム」を行政と地域の男女が協働して推進します。</p> <p>新規③中山間地域の住民主体の取組において、現場支援地区等の活動支援に際し、男女が共同して地域づくりに参画できるよう啓発に努めます。</p> <p>④公益信託しまね女性ファンドを活用し、女性を中心とするグループが取り組む地域における自主的な活動を支援するとともに、地域で活動する人材の育成に努めます。</p> <p>⑤県民によるボランティア活動やNPO活動など、社会貢献活動の取組を促進するとともに、そうした活動の基盤強化を図るため、しまね県民活動支援センターやボランティアセンターへの支援や、県民への情報提供などに努めます。</p> <p>⑥コミュニティソーシャルワーカーや地域福祉サポーターなど、県及び市町村の社会福祉協議会が行う地域福祉の推進役となる人材の養成を支援します。</p>	<p>環境生活総務課</p> <p>地域政策課 しまね暮らし推進課</p> <p>しまね暮らし推進課</p> <p>環境生活総務課</p> <p>環境生活総務課 地域福祉課</p> <p>地域福祉課</p>
<p>(4)防災対策における男女共同参画の推進</p>	<p>・男女共同参画の推進について自主防災組織リーダー研修会等で講義し、多様な視点に配慮した防災対策の推進に努めた。 ・市町村の地域防災計画の改定の際には、男女共同参画の推進の必要性を助言したきた。 ・市町村防災会議の委員への女性の参画率が低い実態がある。</p>	<p>①地震などの災害発生時には、女性相談窓口の設置や、育児支援、心のケアなどの女性を支援する体制の整備を進めます。</p> <p>②市町村が策定する地域防災計画に男女双方の意見が反映させられるために、市町村防災会議の委員に女性が登用されるよう働きかけます。また、市町村の設置する避難所において女性に必要な配慮が行われるよう助言します。</p> <p>③県内各地で行う防災安全講演会などで、男女双方に配慮した防災対策の必要性について啓発します。</p> <p>新規④男女共同参画の視点に基づく防災講座を市町村と共催で実施します。</p>	<p>防災危機管理課</p> <p>防災危機管理課</p> <p>防災危機管理課</p> <p>環境生活総務課</p>

(5) だれもが安心して暮らせる環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化が進み、高齢者の単身世帯や夫婦のみの世帯が増加する中で、元気な高齢者が地域活動の担い手として活躍することが期待されている。 ・特殊詐欺の被害者の大半は高齢者であり、その中でも女性の被害が多い。特殊詐欺は近年多発し社会問題化しつつある。 	<高齢者>	①要介護状態が進まないようにするため、地域の特性を踏まえた介護予防の取組が効果的に推進されるよう、市町村への支援を行います。	高齢者福祉課
		②高齢者が男女を問わず地域社会の担い手として活躍する環境づくりを進めるため、地域活動を支える高齢者の人材育成に努めます。また、高齢者グループによる生産活動・地域支援活動に対して助成します。	高齢者福祉課	
		③高齢者が悪質商法や振り込め特殊詐欺被害に遭わないよう、警察署単位で悪質商法撃退モデル地区を指定し、地域一体となって寸劇や講習会などを通じた被害防止活動に取り組みます。	生活安全企画課	
	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者が身近な地域で自立した生活ができるような環境の整備がまだ十分ではない。 	<障がい者>	④障がい者の施設から地域生活への移行を促進するため、グループホーム・ケアホームの整備を計画的に進めます。	障がい福祉課
		⑤入院中の精神障がい者が、外出や外泊、生活訓練に関するサービスの体験利用などを通して、円滑に地域生活に移行できるよう支援、退院に向けた相談体制を充実させします。	障がい福祉課	
	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人に対しても、生活しやすい環境の整備が必要であり、地域住民に対する行政サービスとして当然継続していく。 	<外国人>	⑥在住外国人が安心して生活できるよう、相談窓口における外国語で対応可能な相談員の配置、市町村や病院などへの通訳ボランティアの派遣、自然災害時に外国人をサポートするボランティア活動への支援などを行います。	文化国際課
		⑦在住外国人と地域住民が地域活動への参加などを通じて相互理解が深まるよう、市町村や関係機関と連携して在住外国人へ地域のイベント情報などの周知や、地域住民への多文化共生に対する啓発に努めます。	文化国際課	

■基本目標Ⅳ 個人の尊厳の確立

□重点目標8 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

(1) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護などの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・県の女性相談窓口寄せられた夫等からの暴力を主訴とする相談件数は、平成22年度以降年間500件前後で推移している。 ・警察における平成26年度の相談受理件数は11,747件で、対前年比5.4%増。 ・自分自身や身近な人のDV被害経験は平成26年度の調査では25.9%で、5年前とほとんど変わっていない。 ・授業や研修等でDVに係る啓発を行っているが、中高生の間でもデートDVが発生している実態がある。 ・デートDVの学習は、生徒の発達段階に応じて計画的に実施することが必要。 ・市町村は住民に身近な相談窓口であることから、相談・支援体制の充実が必要である。 ・DV防止のためには、より多くの県民による理解と相談窓口の周知が必要である。 ・被害者の保護を適切に行う必要がある。 ・警察に対する要請、要望は多様化し、相談内容も複雑化してきている。対応に時間と人員を要する相談が増加傾向にあり、相談担当者への教育を更に充実させる必要がある。 ・暴力行為への厳正な対処が、配偶者等からの暴力の防止と、被害者の保護に有効である。 	<未然防止に向けた取組>	①県民一人ひとりにDVが重大な人権侵害であるという認識を深めてもらうため、講演会の実施などにより啓発・広報を行います。	青少年家庭課
		②DV予防のためには、若年期からDVに対する認識を深めることが有効であるため若年層を対象とした啓発を行います。【再掲】	青少年家庭課	
		④DV予防のためには、学校教育の果たす役割が大きいことから、小学校、中学校、高等学校の教員に対して、DVに関する理解と指導力を高めるための啓発を行います。中学校、高等学校、特別支援学校で授業等を通じて、生徒にDVやデートDVを予防啓発していきます。【再掲】	教育指導課	
		<相談体制の充実>		
		④被害者の立場に立って、適切な対応ができるよう、県の女性相談担当者の資質向上に努めます。	青少年家庭課	
		⑤DV相談窓口を広く県民に周知するため、DV相談啓発カードの配置場所の拡大などに努めます。	青少年家庭課	
		⑥各相談窓口では、出張相談、巡回相談や弁護士相談などの専門相談を行うとともに、被害者の心理的ケアのためカウンセリングを行います。	青少年家庭課	
		⑦被害者に接する関係者が二次的被害を起こすことのないように、関係先に働きかけを行います。また、市町村に対してワンストップサービスなど相談体制の充実を働きかけます。	青少年家庭課	
		⑧警察本部におけるDVをはじめ各種相談窓口の周知を図るため、チラシ、携帯カードを作成配布するとともに、ホームページや新聞などで広報します。	広報県民課	
		⑨相談体制の充実を図るため、相談担当者などに対する研修を定期的実施します。また、関係機関による意見交換会を開催し、連携を強化します。	広報県民課 少年女性対策課	
		<被害者の保護・自立支援>		
		⑩被害者の一時保護所への移送にあたっては安全に配慮し、一時保護所では入所者や同伴児の心身の状態に応じた医学的、心理的なケアに努めます。	青少年家庭課	
		⑪被害者の置かれた状況に応じて、民間シェルターなどへの一時保護委託を行います。	青少年家庭課	
		⑫個々のDV被害者支援には、市町村や関係機関などとの連携が不可欠であるため一層の連携強化を図り情報提供や助言などの支援を行います。	青少年家庭課	
⑬自立に向け住居確保が難しい被害者に対し、自立するまでの間の一時的な住居の提供を行います。また、被害者が経済的自立を図るために必要な資金を貸し付けます。	青少年家庭課			
<暴力行為への厳正な対処>				
⑭被害者からの相談に対して、適切な助言を行うとともに、加害者への厳正な指導・警告などを行います。	少年女性対策課			

(2) 性犯罪等への対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 子ども、女性に対する声かけ・つきまとい事案が後を絶たないことから、子どもやその親、女性をはじめとした県民の当事者意識を醸成する必要がある。 警察における部内研修や公費負担制度の運用により、警察に通報のあった被害者への対応は適切に行われていると考えるが、警察への被害申告を躊躇している被害者も多数存在すると思われる。 女性に対する性犯罪は、重大な人権侵害であるにも関わらず潜在化しがちであり、根絶のために県民への啓発に取り組む必要がある。 犯罪発生時に適切に対応できるよう、全ての捜査員への指導教育が必要である。 相談できずに苦しんでいる被害者への総合的な支援が必要である。 性犯罪を起こさせない環境づくりと、被害者へのカウンセリング及び加害者に対する厳正な取締りが必要である。 被害防止のための方策及び被害時の対処方法などについて、平素からの広報啓発が必要である。 	<p><性犯罪への対策></p> <p>①警察本部ホームページやみこぴー安全メール、ツイッターの配信により、犯罪の発生状況や不審者などに関する情報提供を行い、犯罪の未然防止に努めます。</p>	生活安全企画課
		<p>②被害者やその家族への情報提供や、部外カウンセラーの活用などにより精神的負担の軽減を図るほか、診断書料、初診料等の公費負担などにより被害者の経済的負担の軽減を図ります。また、携帯電話、防犯ブザーの貸し出しにより被害者の安全確保に努めます。</p>	広報県民課
		<p>③性犯罪捜査員を指定し、被害者からの事情聴取、被害届の受理、病院への付き添い等を行い、被害者の立場に立った捜査活動を実施します。また、性犯罪捜査員や女性警察官等を対象とした性犯罪捜査に関する研修会を実施し、性犯罪捜査員等の育成と知識の向上を図ります。</p>	捜査第一課
		<p><性犯罪被害者への支援></p> <p>①女性相談センター内に「性暴力被害者支援センターたんぼぼ」を開設し、性暴力被害に特化した電話相談を受けるとともに、必要に応じて医療的支援、心理的支援(カウンセリング)、法的支援(弁護士相談)などの支援を行います。</p>	青少年家庭課
		<p><売買春への対策></p> <p>④県女性相談センターなどで相談に応じる中で、売春を行う恐れのある女性などの早期発見に努めるとともに、必要な調査、判定、指導及び一時保護を行います。</p>	青少年家庭課
		<p>⑤児童買春や県青少年健全育成条例違反などに対して厳正な取締りを行うとともに、被害児童に対するカウンセリングなどの保護活動を推進します。</p>	少年女性対策課
		<p>⑥風俗営業などの営業実態の把握と売買春事犯の取締りを行うとともに、未然防止に向けた啓発活動を推進します。</p>	生活環境課
		<p><人身取引への対策></p> <p>⑦被害者や関係者から相談や保護要請があった場合は、警察や人権管理局などの関係機関と連携を図り、被害者の立場や心情に配慮した適切な対応に努めます。</p>	青少年家庭課
		<p>⑧国などと連携し、風俗営業所における外国人の雇用実態を把握するとともに、不法就労や売春関係事犯の取締りを推進します。</p>	生活環境課
		<p><ストーカー行為への対策></p> <p>⑨被害者からの相談に対して、適切な助言を行うとともに、行為者に対する検挙・警告・指導を行います。</p>	少年女性対策課
<p>⑩小冊子広報動画などの広報資料を活用し、ストーカー規制法の概要、被害防止方策などに関する広報啓発を行います。</p>	少年女性対策課		
(3) ハラスメント防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 企業、団体への啓発を進め、従業員が働きやすい環境づくりを推進するため、関係機関と連携した取組を継続する必要がある。 認識の希薄な職員等への更なる啓発が必要である。 相談窓口の活用が不十分である。 職員が安心して相談できる体制の確保や、気軽に相談できる雰囲気醸成が必要である。 制度の周知が不十分である。 	<p>①事業主を対象としたセミナーや啓発誌の配布などを通じて、事業所におけるセクシュアル・ハラスメント防止に取り組みます。</p> <p>②県職員に対して、セクシュアル・ハラスメント防止に向けたパンフレットの活用や各種研修などを通じて各職場等における啓発に努めます。また、各職場ごとに相談員を配置するなど、相談しやすい環境づくりに努めます。</p>	<p>雇用政策課</p> <p>人事課 人権同和教育課 教育庁総務課 学校企画課 警務課</p>

□重点目標9 生涯を通じた男女の健康づくりの推進

(1) 思春期・若年期における健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・発達段階に応じた指導の工夫や、集団、個別指導の相互補完、また校内はもとより校外における関係機関等とも連携し、効果的な性教育を行う必要がある。 ・今後も若年層へエイズ・性感染症、薬物乱用及び喫煙などについて正しい知識の普及を図るとともに、その危険性について啓発していく必要がある。 ・薬物を許さない社会の実現のため、広報啓発活動の一層の推進と、薬物事犯の取締りの徹底強化が必要である。 	①各学校において、性に関する教育を子どもの発達段階に応じて、学校教育活動全体を通して計画的、継続的、組織的に推進します。また、医療関係者などと連携し、その基礎となる自他を大切にする心や、人間関係を築く資質や能力、生命を尊重する態度などの育成を図ります。	保健体育課
		②エイズ・性感染症出張講座により若い世代への性感染症などの正しい知識の普及啓発を図ります。	薬事衛生課
		③大麻や覚せい剤など、健康に重大な影響を及ぼす薬物の乱用を防止するため、学校をはじめ若年層を対象にした薬物乱用防止教室の開催や、街頭キャンペーンなどの啓発活動を通じて県民の薬物乱用防止意識の高揚を図ります。また、取締り活動を徹底し、供給の遮断、需要の根絶及び薬物を許さない社会環境の醸成に努めます。	薬事衛生課 保健体育課 少年女性対策課 組織犯罪対策課
		④喫煙による健康への悪影響についてさらに普及啓発を行うとともに、関係機関と連携し、未成年者の喫煙防止に向けた環境づくりや受動喫煙防止対策の推進に努めます。	健康推進課 保健体育課
(2) 妊娠・出産などに関する健康支援	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠早期からの相談支援や対象者の把握が必要である。 ・産科医、小児科医が不足する中、周産期における医療機関相互のネットワークの充実が必要である。 ・高齢化などによる医師数の減少が懸念されており、不足する診療科の医師の養成、確保が必要である。 	①妊娠中の健康管理や子育て不安などに対応するため、妊娠早期から、市町村や医療機関などと連携して妊産婦の妊娠・出産・子育てについて切れ目のない支援の充実を図ります。	健康推進課
		②安全で安心な出産ができる環境を維持するため、島根県周産期医療ネットワークの充実とセミオープンシステムなどの医療機能の分担、助産師外来の開設院内助産システムの導入が促進されるよう努めます。	健康推進課
		③不妊に悩む方への支援として、専門相談や研修会などを開催します。また、保険適用がなく、治療費が高額な体外受精などの特定不妊治療費の一部を助成します。	健康推進課
		④産科・小児科などの医師が不足している診療科の医師確保に取り組みます。	医療政策課
(3) 中高年期における健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・相談体制窓口の更なる周知が必要である。 ・がん検診受診者は増加しているものの、がん罹患率の高い年代の受診率が低い傾向にある。 ・生活習慣病の発症が多い壮年期は健康づくりの実践が不十分。 ・受動喫煙防止への理解は進んできているが、事業者などでは対策が進んでない業種もある。 	①保健所において、思春期から更年期における女性の各期の悩みに対して相談に応じます。	健康推進課
		②女性に特有な乳がんや子宮がんなどの早期発見のため、がん検診の受診啓発に努めます。特に子宮頸がんは比較的若い女性に多く見られることから、若いうちから検診を受けるよう働きかけます。また、検診の場や受診時間の拡大など、受診しやすい体制づくりに努めます。	健康推進課
		③壮年期男性に多い自殺をはじめ、がん、脳卒中、糖尿病などの生活習慣病の予防に向けて、職域などへの啓発に努めます。	健康推進課
		④がんや心筋梗塞などの予防のため、受動喫煙防止や禁煙サポートなどのたばこ対策を進めます。	健康推進課